【新宿駅痴漢冤罪事件】原田信助さんへの違法捜査に対する国家賠償請求訴訟 -裁判の経過について①-

原田信助さん(当時 25歳)は、平成 21 年 12 月 10 日(木)午後 11 時頃、新宿駅 15 番線と 16 番線へ向かう途中、北通路代々木側階段を登ろうとしたところを痴漢に間違われ、男子大学生らより一方的な暴行を受けました。そして、誤解を受けたまま新宿警察署で取り調べを受け、心身ともに疲れ果て将来を悲観し、翌朝自殺しました。

信助さんの遺族は、彼に対して何故、どうしてこのような暴力が振るわれたのか、真実を知りたい と願っています。

平成23年4月26日に、母・原田尚美さんが息子に代わり新宿署を提訴したのは、息子の名誉の回復のため、そしてこの国の警察の捜査によって、息子のような被害者を二度と出して欲しくないという願いからです。

この資料は、原告・原田尚美さんより提供いただいた資料から、平成24年(2012年)までの口頭 弁論の経過をまとめたものです。「<u>国賠提訴までの経緯</u>」とあわせて御覧ください。この裁判を通し て信助さんの無罪を明らかにし、その名誉を早期に回復できることを願います。

犯罪被害者家族の会 Poena

●2011年4月26日

清水勉先生を筆頭とする弁護団に依頼し、東京地裁に東京都(警視庁)を相手取り、原田信助さんへの違法捜査に対し提訴する。

●2011年6月14日

東京地裁709号法廷 第1回口頭弁論

原告は事件に関わった警察官、被害女性とその友人、駅員 2名の供述調書及び3台の防犯カメラの映像とその配置図、当時の新宿駅構内の配置図の提出を求める。

被告東京都は、「警察の捜査に問題はなかった、痴漢行為は存在した」と文章の供述のみに終始し、証拠の提出、また痴漢事件発生現場とその状況等については言及しなかった。

●2011年8月30日

東京地裁611号法廷 第2回口頭弁論

原告は前回提出を求めた「証拠」に加えて、原田信助の全身写真及び供述調書、検察庁に送付 した送致書に添付した目録の提出を求める。 被告東京都は前回と同じく、「新宿署署員の証言・被害女性の証言・防犯カメラの画像解析」を文章の供述のみに終始し、証拠の提出、痴漢事件発生現場とその状況について一切触れようとしなかった。

●2011年11月8日

東京地裁709号法廷 第3回口頭弁論

原告は「存在しない事件の書類送致は、刑訴法 246条本文に反し違法である」ことを主張する。 被告東京都は依然として、16頁に及ぶ準備書面にて「警察の捜査に違法性はない。痴漢事件は 存在した」と供述し、証拠の提出等について言及しなかった。

●2012年1月17日

東京地裁709号法廷 第4回口頭弁論

原告は前回提出を求めた「証拠」に加えて、駅員 A 及び駅員 B の氏名、事件の発端である原田 信助と被害女性らがすれ違った場所を特定するため、本件現場図面と関係者の位置関係及び防 犯カメラの設置場所、「お腹の辺りを撫でられた」とはコートの上を指すのか、セーターの上を指す のか、釈明を求めた。

被告東京都は前回と同じく、「新宿署署員の証言・被害女性の証言・防犯カメラの画像解析」を文章の供述のみに終始し、痴漢事件発生現場とその状況について一切触れようとしなかったが、今回は東京地裁民事 12 部合議 B 係に対して、文書送付嘱託を申し出した。

◆2012 年 1 月 31 日付けで東京地方検察庁 検察官 鎌田 隆志 検事より、東京地方裁判所 12 部合議 B 係 乾 俊彦 書記官に 文書の送付嘱託について(回答)が届く

●2012年3月6日

東京地裁709号法廷 第5回口頭弁論

被告東京都は防犯カメラのビデオ映像については一切触れず、検察から出された 300 ページに 亘る文章と写真のみ提出した。

清水弁護士の、「今回提出された事件記録のうち、(カラー)写真をもって乙第21号証を書いたのか?」との問いに対し、被告東京都は(信助氏が映っている)映像は見ていないと答えた。原告側代理人はこれらに対する準備書面を作成中だとし、更に被告の主張には正当性が無いとも述べた。

◆ 公判後の清水勉弁護士のお話によると、今回の不起訴記録は警視庁が今まで主張していた 内容と違う事が書かれているので、警視庁としては想定外であった可能性がある。

又、今まで所謂痴漢の被害者とされた女性は、原田さんが亡くなって二ヶ月近く経って被害届を出していた。清水弁護士からは、「人相服装から原田さんではないと事件当日女性が証言し、信助さんの痴漢冤罪が晴れたにもかかわらず、二ヶ月近く経っての被害届と二日後の送検は疑わしい

のだと言う。送検の為にわざわざ被害届を出させた可能性だけでなく、当の女性が果たして実際に被害届を書いたのかにも疑問を呈していた。

報告会の途中、元北海道警釧路方面本部長の原田宏二氏が、「捜査本部設置」の不可解な点について言及。信助さんのお母さんの尚美さんの動きから警察は国賠を想定して捜査本部を設置したのではないかと指摘された。

●2012年5月8日

東京地裁709号法廷 第6回口頭弁論

原告代理人は、新宿署が事件捜査の為に設置したと主張する「特命捜査本部」について(同様の事件に関してその様な前例が無い事から)被告に対し設置に至る経緯、法的根拠等の説明を求めました。しかし、今法廷ではそれらに関する回答は無く、次回口頭弁論迄に「書面にて回答する」という事で休廷となりました。

●2012年7月10日

東京地裁709号法廷 第7回口頭弁論

原告代理人は、前回の口頭弁論で、新宿署が事件捜査の為に設置したと主張する「特命捜査本部」について(同様の事件に関してその様な前例が無い事から)、被告に対し設置に至る経緯、法的根拠等の説明を求めました。被告側の回答は「特別捜査本部とは、新宿署内の捜査体制を表現しただけのものであり、法令等により設置基準等が定められているわけでもなく、捜査対象者が取り調べの直後に死亡した異例な事態に対応して」という 被告側の求めた具体的根拠とは程遠いものでしたが、裁判長より「全国の事は判らないかもしれない、警視庁についても判らないかもしれない、しかし、新宿署における特別捜査本部の設置条件についてちゃんと説明しなければ回答にならない」との指摘があり、具体的な回答は次回口頭弁論に持ち越しとなりました。

●2012年10月16日

東京地裁 709 号法廷 第8回口頭弁論

原告代理人は、新たに、事件の隠蔽に JR が積極的に関与していた可能性について指摘しました。 公判に先立つ 10 月 3 日、原告側は、東京地方裁判所民事第 12 部合議 B 係に「文書送付嘱託申 立書」を送付して、関係各所に証拠提出を請求しました。

第 1 防犯カメラ映像。JR新宿駅の 15番線ホーム及び 16番線ホームに設置されていた2台の 防犯カメラ映像、09年12月10日午後10時50分から午後11時15分まで。(送付嘱託先:JR東 日本)

第2 本件当日の新宿駅長室日誌。トラブルを目撃した駅員から110番通報の要請があった時刻

が記載。(送付嘱託先:JR東日本)

第3 原田信助が行った 110 番通報に関する文書。09 年 12 月 10 日午後 10 時 50 分から午後 11 時 15 分までの間。(送付嘱託先:警視庁)

第4 相互暴行事件の送致記録すべて。(送付嘱託先:東京地方検察庁)

被告側は 14 枚の準備書面を提出し、「原告の主張はいずれも失当であり、新宿署員らの行なった本件捜査に何ら違法な点がないことは明らかである」と主張しました。

- ◆11月16日に裁判所書記官の乾 俊彦氏から事務連絡があり、
- ・警視庁―当該文書については保存期間経過により貴意に沿いかねるとうの回答書送付あり
- ・東日本旅客鉄道―防犯カメラ映像については既に消去されてありませんとの回答 駅長室日誌については、業務日誌(2枚)の送付あり
- ・東京地方検察庁―回答をするべく準備中とのことでした。

原田信助が暴行を受けながら、助けを求めてかけた 110 番通報と、新宿駅の防犯カメラの映像は 「消去されてない」とのことでした。

2010年2月25日、同6月28日に新宿駅駅長室で助役氏に見せて頂いた駅長室日誌は、ノートに手書きで当日起きた事件のみ記載されていました。2009年12月10日当日は、息子の事件一件だけだったことも確認しています。

ところが、東日本旅客鉄道が提出した業務日誌は、ワープロで打たれた 2 枚の紙に 3 件の事件があったことになっています。

原田信助の事件の箇所だけ、警察に通報した時間を23:05から23:25に訂正してありました。

●2012年12月17日

東京地裁803号法廷 第9回口頭弁論

10月3日、原告側は、東京地方裁判所民事第12部合議B係に「文書送付嘱託申立書」を送付して、関係各所に証拠提出を請求しました。

◆11 月 22 日に裁判所書記官の乾 俊彦氏から再度 事務連絡があり、「東京地方検察庁に対する送付嘱託について、別紙のとおり送付できない旨の回答がありましたのでお知らせします。」とのことでした。

別紙には、

- 1. 被害者 原田信助の係る暴行被疑事件の不起訴記録については、刑事訴訟法第 47 条の趣旨に基づき、送付嘱託には応じられません。
- 2. 原田信助に係る暴行被疑事件の記録は存在しません。

と記載されていました。

被告東京都は、「2009 年 12 月 14 日に設置した【新宿署特命捜査本部】は『相互暴行の捜査』を 行なった」と主張していますが、地検からの回答により、原田信助に暴行を振るった相手側のみ捜 査していたことが判明しました。

報告会では原告代理人により、「地検からの回答を読み解くと、信助さんが(録音で)言っていたことが、事実ということが判る」というお話がありました。

東日本旅客鉄道に対しては、再度「業務日誌」ではなく、「本件当日の新宿駅長室日誌」を提出するよう「文書送付嘱託申立書」が送付されました。

◆平成25年1月11日にJR東日本(東日本旅客鉄道)は、東京地裁に対し、「新宿駅には、「新宿駅駅長室の日誌はありません。よって、本件当日の当該日誌はありません。」と回答書を送付しました。

※引き続き、平成25年の口頭弁論の経過については「裁判の経過2」を御覧ください。

以上

<関連資料>

【JR 新宿駅痴漢冤罪事件】国賠訴訟までの経緯・詳細

http://www.ll.em-net.ne.jp/~deguchi/action/doc/harada_started.pdf

【JR 新宿駅痴漢冤罪事件】裁判の経過②(2013)

http://www.ll.em-net.ne.jp/~deguchi/action/doc/harada_pass2.pdf

く資料提供>

「原田信助さんの国賠を支援する会」

ホームページ: http://haradakokubai.jimdo.com/

E メール: harada-kokubai@excite.co.jp